

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月17日

都道府県知事
（市長） 船橋市長 殿



提出者
住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬1-7-1
住友ケミカルビル25F
氏 名 積水ハウス株式会社
千葉シャーマゾン支店
中村 勝
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 043-212-1211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	積水ハウス株式会社 千葉シャーマゾン支店
事業場の所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬1-7-1 住友ケミカルエンジニアリング センタービル25F 電話番号 043-212-1211
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	26,092(百万)
③従業員数	248名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

(第2面)

産業廃棄物の処理に関わる管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・新築施工現場では27分別を行いQRラベルによる廃棄物量の実測を行っている ・梱包材の簡素化 ・解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外もリサイクルに取り組んでいる		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・梱包材の簡素化、余剰材の削減 ・プレカット品の推進（石膏ボード等） ・工法の改善（複合化率のアップ） ・解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外もリサイクルに取り組む		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 新築工事については、現場にて27分別を実施。解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外もリサイクルに取り組んでいる
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状維持

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 令和6 年度） 実績】		
	産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・新築廃棄物は、現地にて27分別を実施し資源循環センターに搬入 ・資源循環センターでは、広域認定制度（第279号）に基づき運用 ・資源循環センターでは、持ち込まれた廃棄物を最大80品目に分別 ・資源循環センターでは、マテリアルリサイクル率90%を達成		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状を維持して継続する		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 令和6 年度） 実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 当社規定のマニュアルに従い業者選定をし、契約を締結している ・ 契約を締結している中間最終処理業者の施設確認を半年に一回実施している		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 優良認定処理業者の採用を推進する		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ、事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行い、に際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって、減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物への処理及び清掃に関する法律施工令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと

産業廃棄物の一連の処理の工程

(別紙1-Ⅱ)

新築工事

コンクリート	→	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化处理	→	再生原料
コンクリート	→	破碎 (再生処理業者に委託)	→	再生砕石
アスコン	→	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化处理	→	再生原料
アスコン	→	破碎 (再生処理業者に委託)	→	再生アスファルト
がれき類その他	→	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化处理	→	再生原料
がれき類その他	→	破碎 (再生処理業者に委託)	→	再生砕石
がれき類その他	→	破碎 (再生処理業者に委託)	→	安定型埋立
ガラス・陶磁器	→	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化处理	→	再生原料
ガラス・陶磁器	→	破碎 (再生処理業者に委託)	→	再生砕石
ガラス・陶磁器	→	破碎 (再生処理業者に委託)	→	安定型埋立
廃プラスチック類	→	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化处理	→	再生原料
廃プラスチック類	→	破碎 (再生処理業者に委託)	→	安定型埋立
廃プラスチック類	→	圧縮 (再生処理業者に委託)	→	安定型埋立
金属くず	→	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化处理	→	再生原料
金属くず	→	破碎 (再生処理業者に委託)	→	再生原料
金属くず	→	切断 (再生処理業者に委託)	→	再生原料
紙くず	→	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化处理	→	再生原料
紙くず	→	焼却 (再生処理業者に委託)	→	再生利用

木くず	→	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化処理	→	再生原料
木くず	→	破碎（再生処理業者に委託）	→	再生原料
木くず	→	焼却（再生処理業者に委託）	→	再生利用
繊維くず	→	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化処理	→	再生原料
繊維くず	→	破碎（再生処理業者に委託）	→	循環利用
繊維くず	→	焼却（再生処理業者に委託）	→	再生利用
廃石膏ボード	→	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化処理	→	再生原料
廃石膏ボード	→	破碎（再生処理業者に委託）	→	再生原料
廃石膏ボード	→	破碎（再生処理業者に委託）	→	管理型埋立

事業所名	千葉シャーマゾン支店
記入者	建築課 建築長

【 廃棄物管理体制図 】

廃棄物処理総括責任者	支店長
廃棄物処理総括責任者代理	副支店長
廃棄物処理責任者	建築課 建築長
廃棄物処理副責任者	管理課 管理長

(副責任者を任命する場合)

石綿作業主任者	建築課 担当
---------	--------

注) 「石綿作業主任者」記載欄を追加しました。

適正処理推進員(現場監督員)	所属	役職	工事地区名称
	建築課	建築長(1名)	船橋市
	建築課	担当(9名)	

廃棄物処理実務	所属	役職	担当年数
契約書作成・管理	管理課	担当	2 年
マニフェスト伝票発行・管理	管理課	担当	2 年
ぐるっとメール管理	建築課	建築長	2 0 年
建設リサイクル法書類作成・管理	管理課	担当	2 年
行政対応(多量排出事業者報告書作成等)	管理課	担当	2 年
CANVASオペレーター	管理課	担当	2 年

注)
工事地区名称は、事業所
が営業エリアとしている都
道府県及び政令市名称で

処理業者

[illegible]

[illegible]

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月17日

都道府県知事
(市長) 船橋市長 殿



提出者
住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬1-7-1
住友ケミカルビル25F
氏 名 積水ハウス株式会社
千葉シャーマゾン支店
中村 勝
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 043-212-1211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、 令和6年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	積水ハウス株式会社 千葉シャーマゾン支店
事業場の所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬1-7-1 住友ケミカルビル25F 電話番号 043-212-1211
事業の種類	06 総合工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

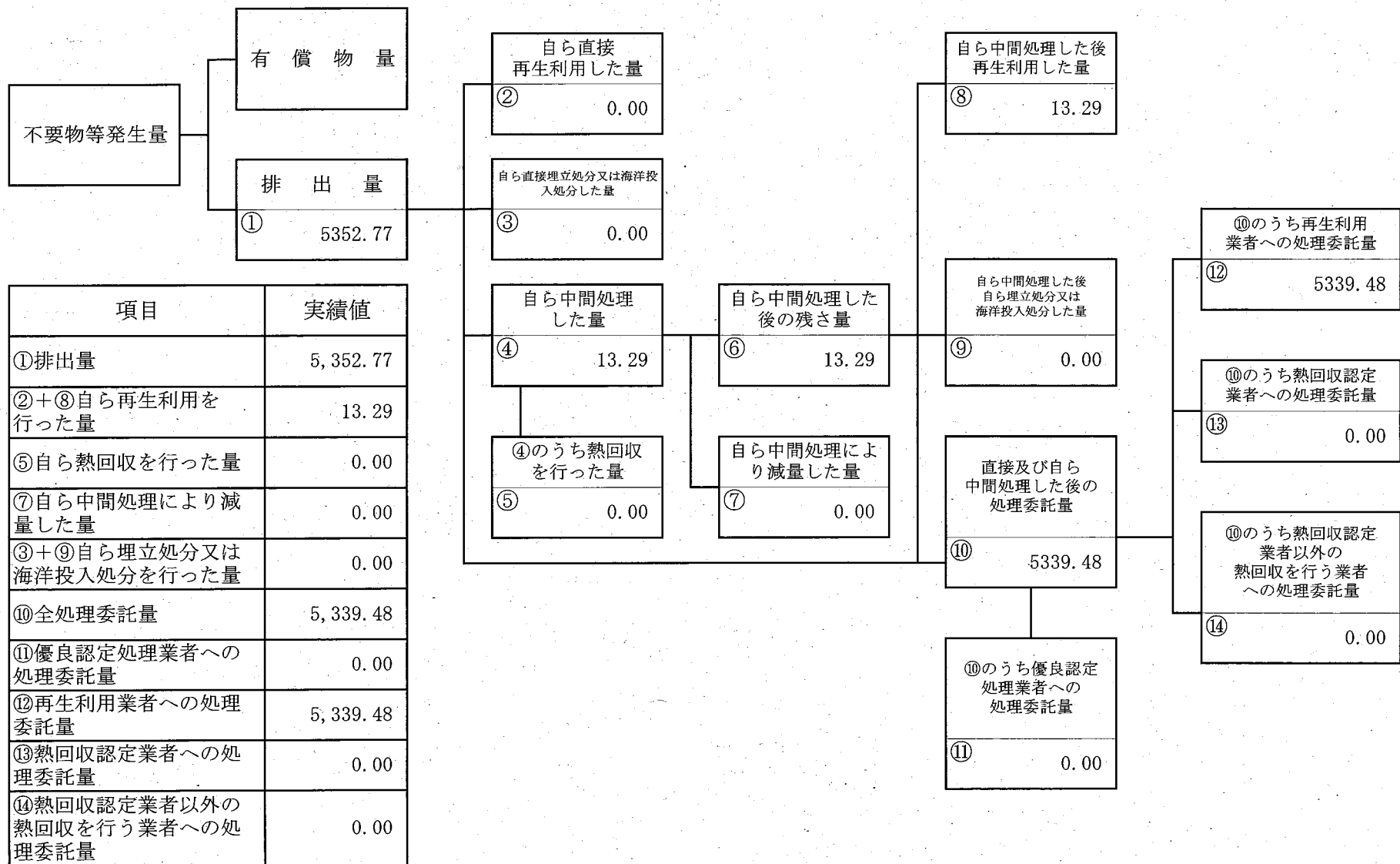
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1459.85 t	全処理委託量	1352.16 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	107.69 t	優良認定処理業者への処理委託量	112.51 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	再生利用業者への処理委託量	1216.53 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

※事務処理欄

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： コンクリート)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : アスコン)

不要物等発生量

有 償 物 量

排 出 量

① 56.00

自ら直接
再生利用した量

② 0.00

自ら直接埋立処分又は海洋投
入処分した量

③ 0.00

自ら中間処理
した量

④ 0.00

④のうち熱回収
を行った量

⑤ 0.00

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥ 0.00

自ら中間処理によ
り減量した量

⑦ 0.00

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧ 0.00

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨ 0.00

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 56.00

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 0.00

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫ 56.00

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬ 0.00

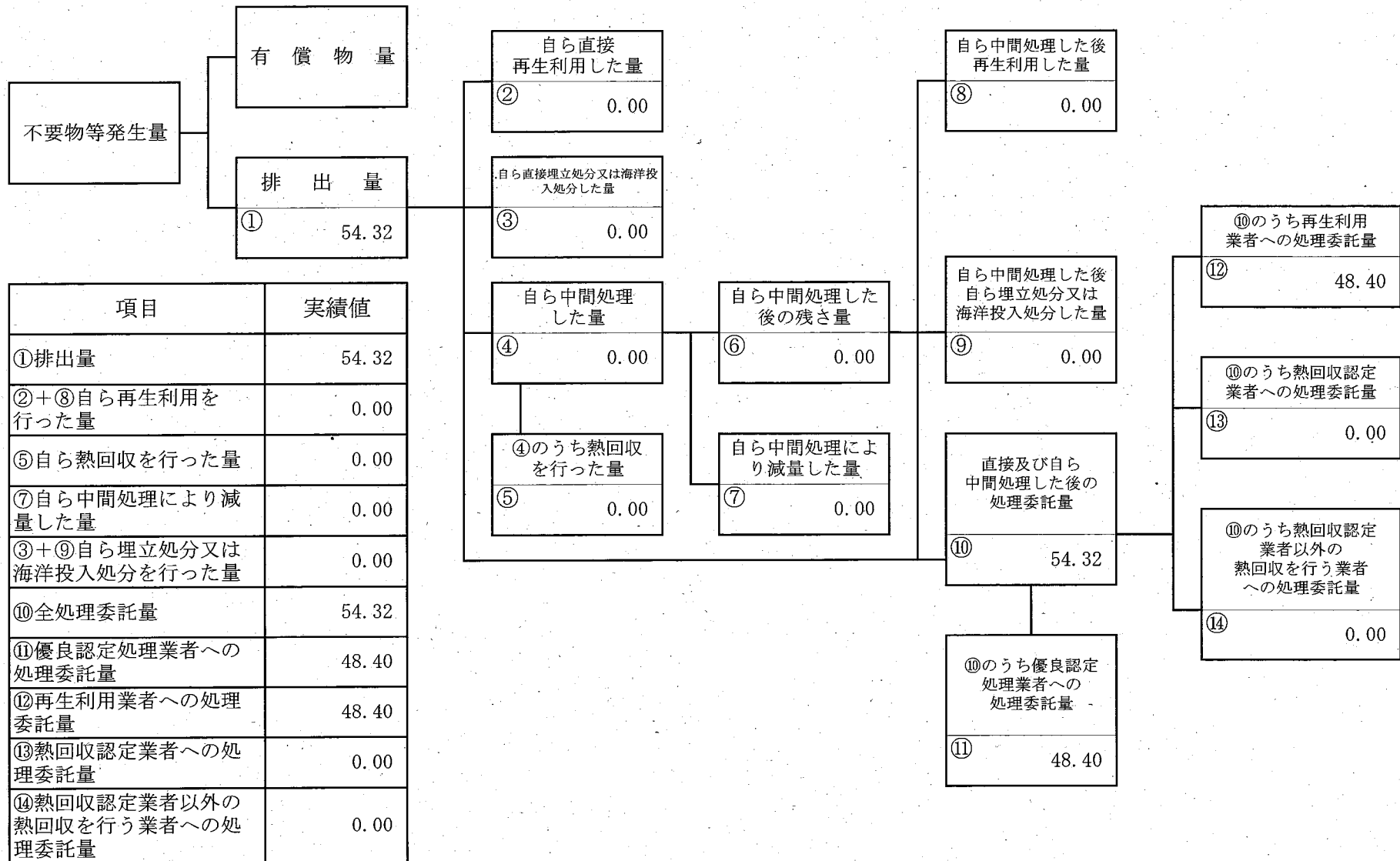
⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭ 0.00

項目	実績値
①排出量	56.00
②+⑧自ら再生利用を 行った量	0.00
⑤自ら熱回収を行った量	0.00
⑦自ら中間処理により減 量した量	0.00
③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0.00
⑩全処理委託量	56.00
⑪優良認定処理業者への 処理委託量	0.00
⑫再生利用業者への処理 委託量	56.00
⑬熱回収認定業者への処 理委託量	0.00
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量	0.00

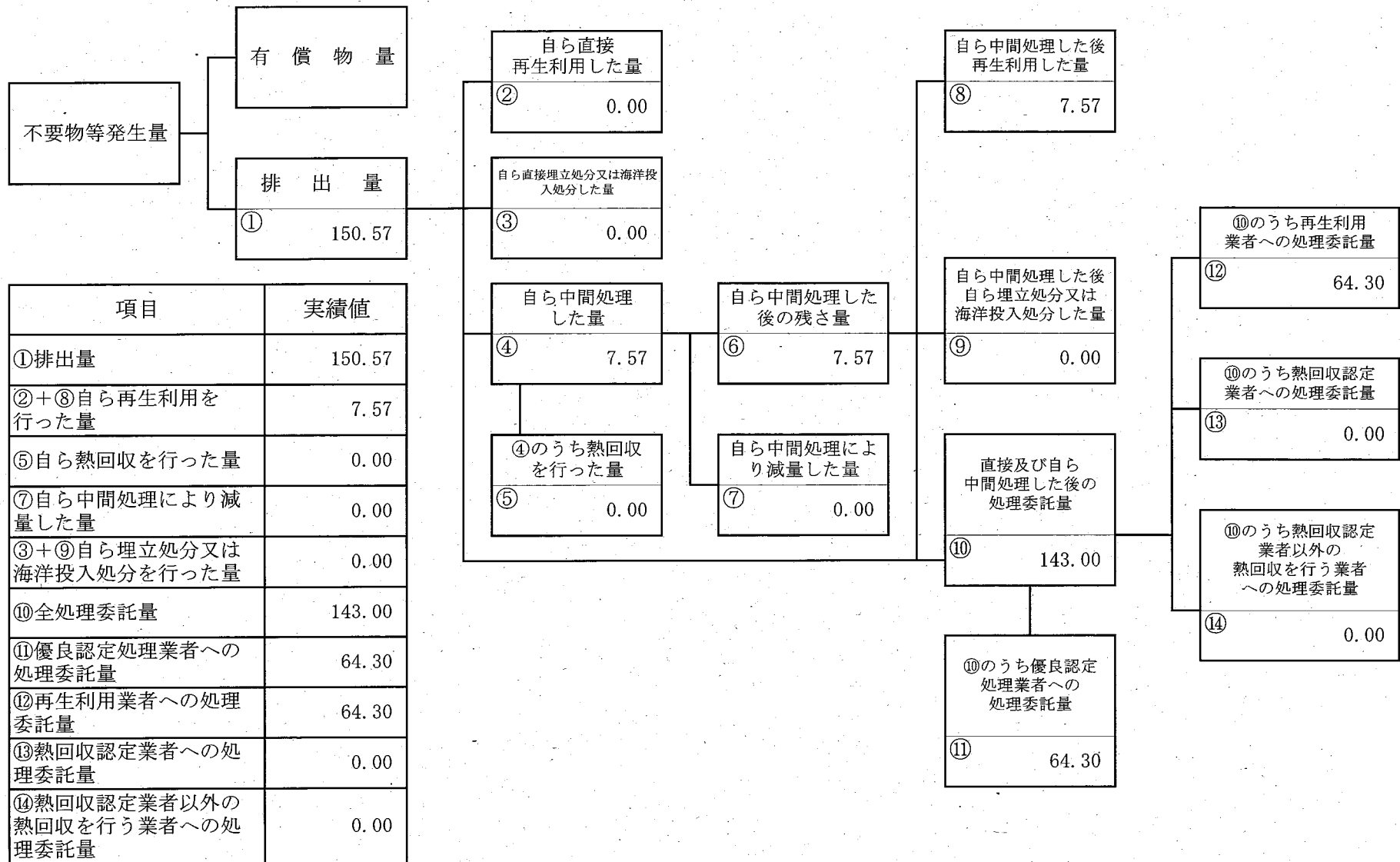
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： がれき類)



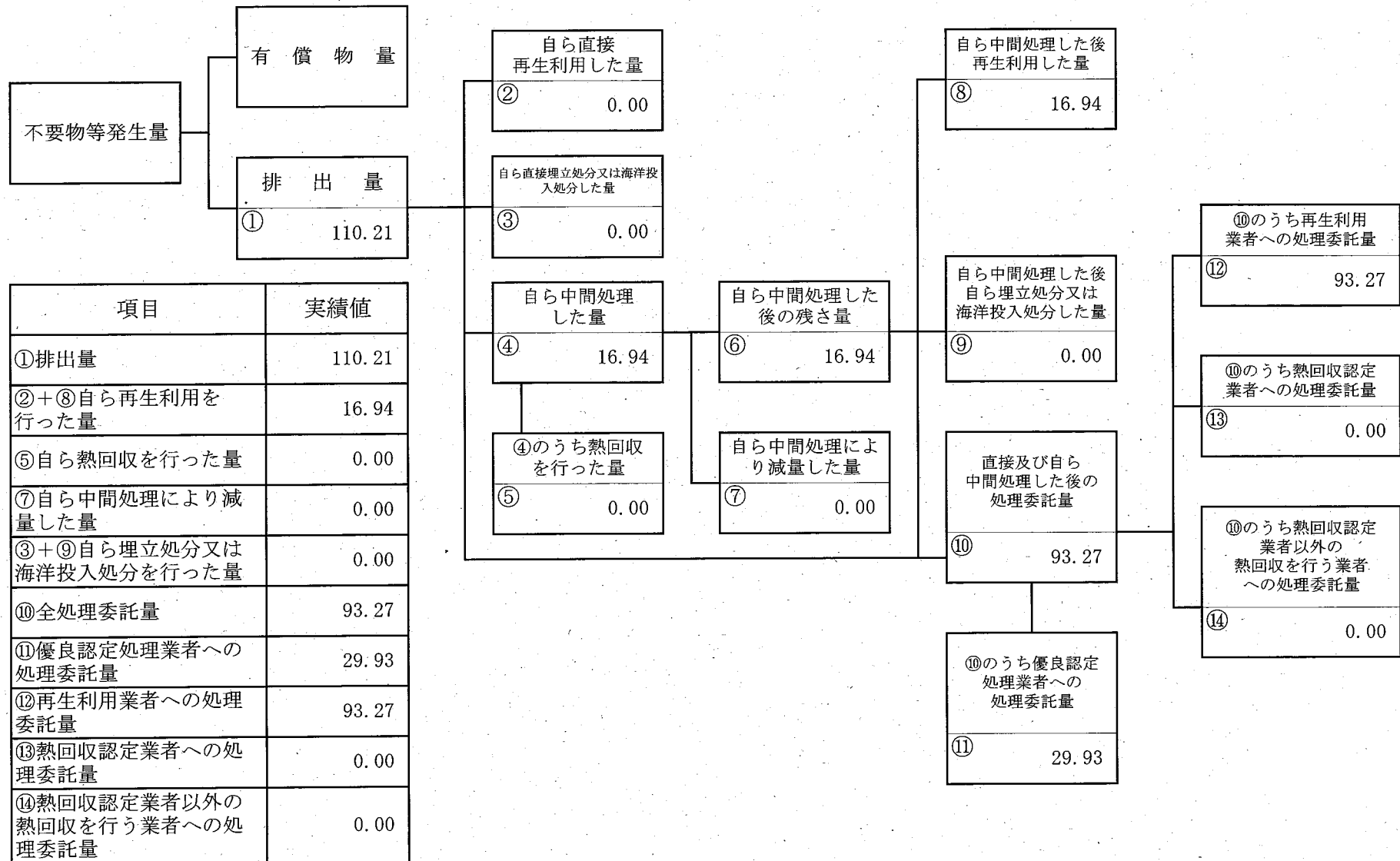
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：ガラス陶磁器くず)



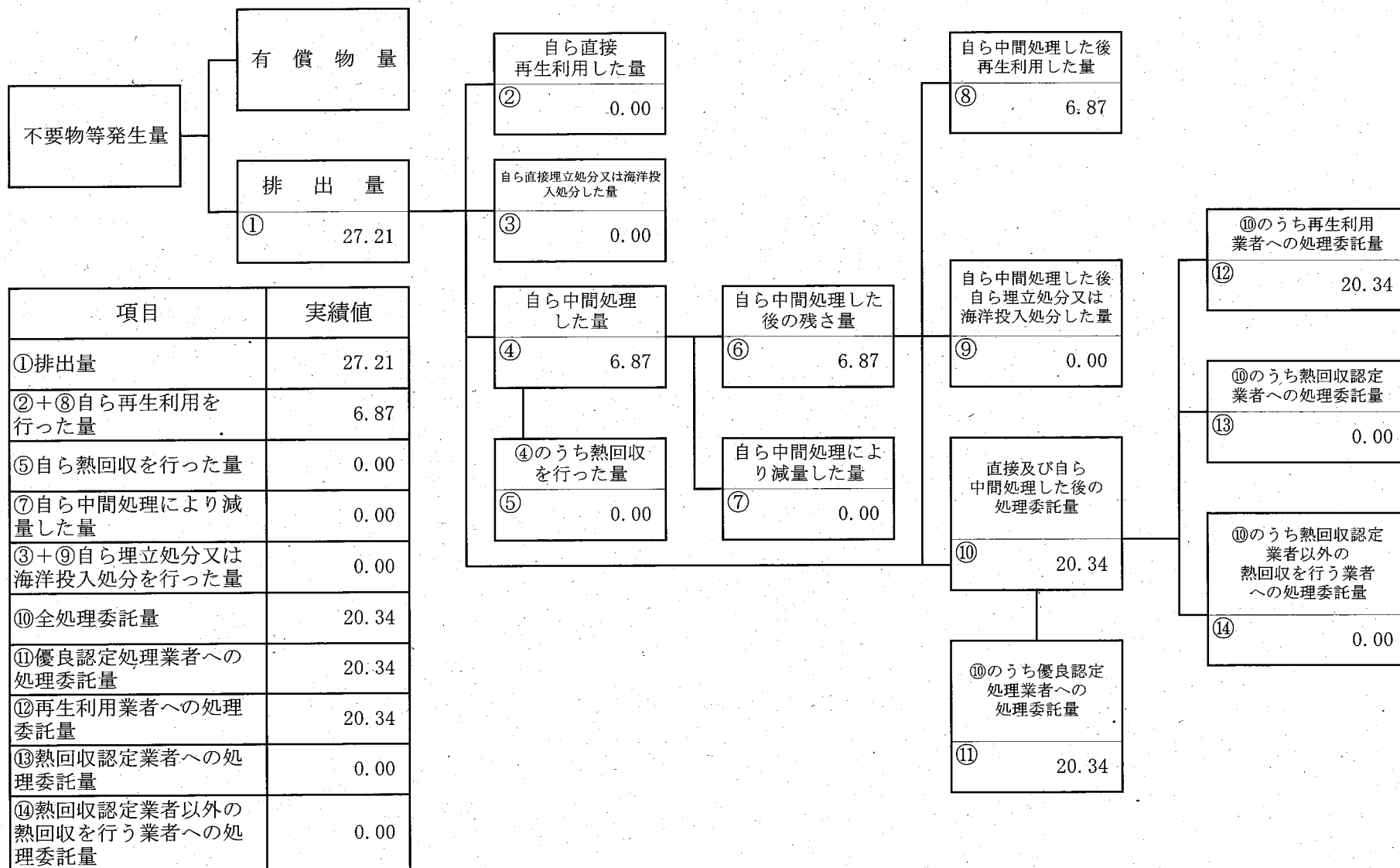
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 廃プラスチック)



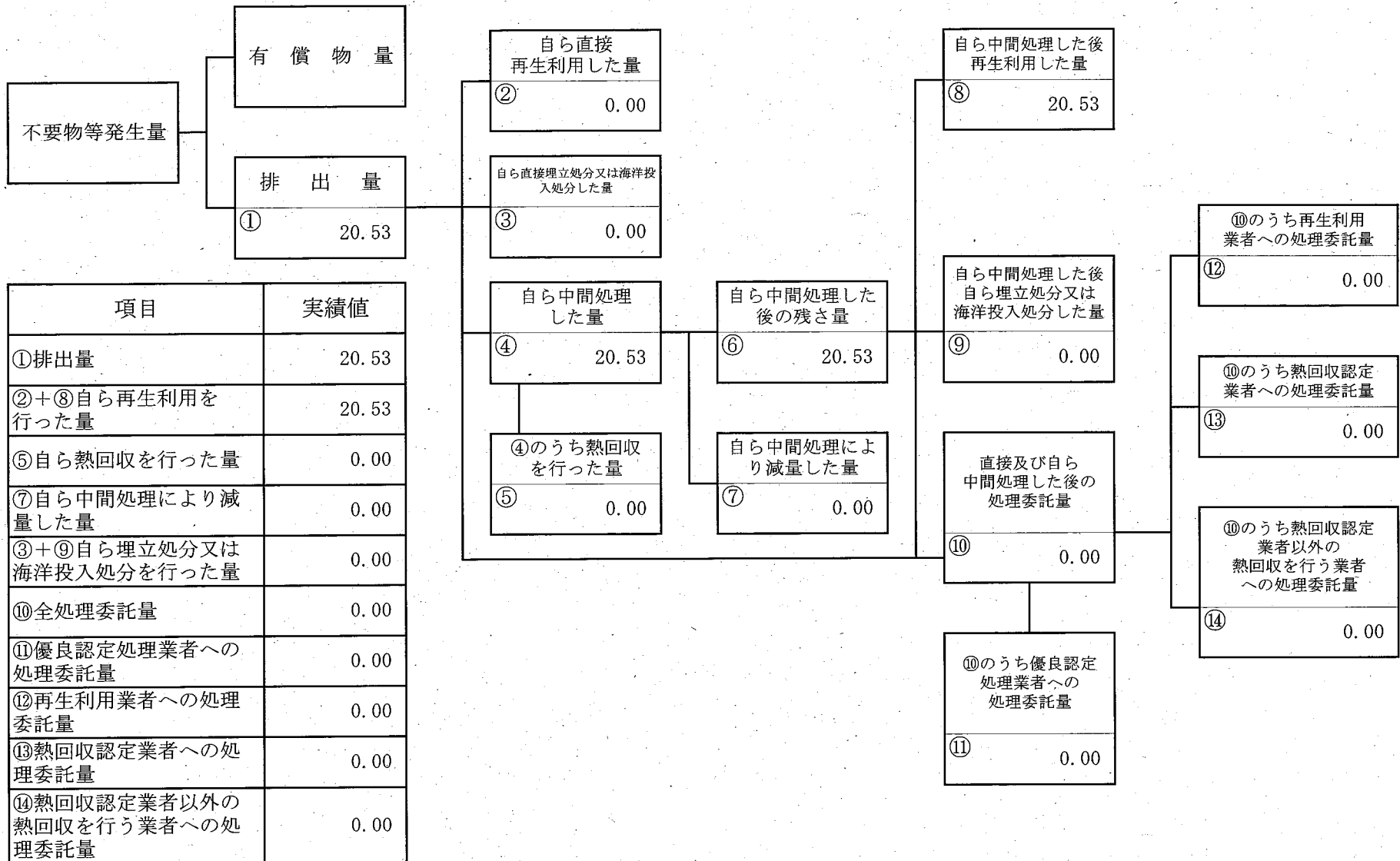
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：金属くず)



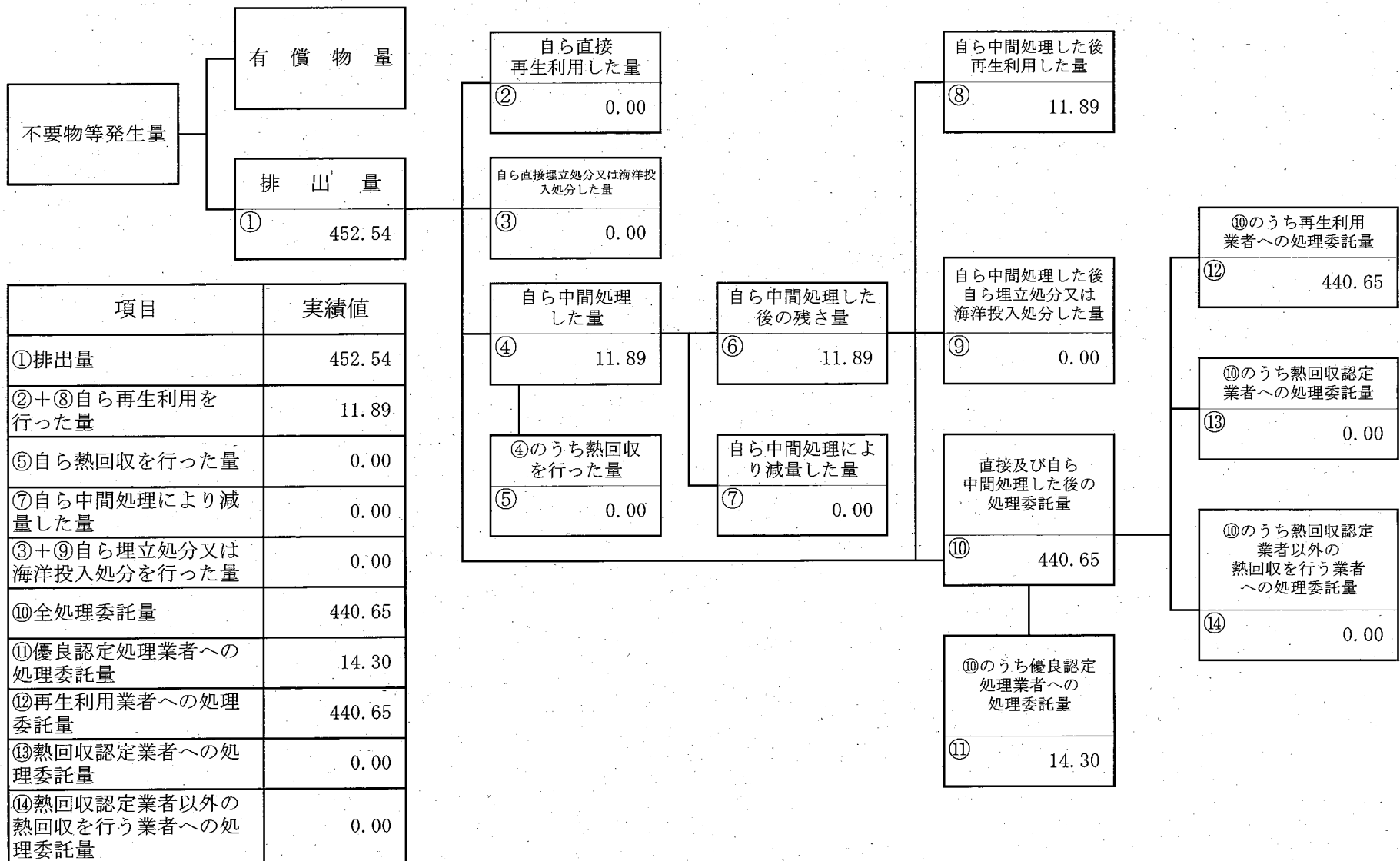
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：紙くず)



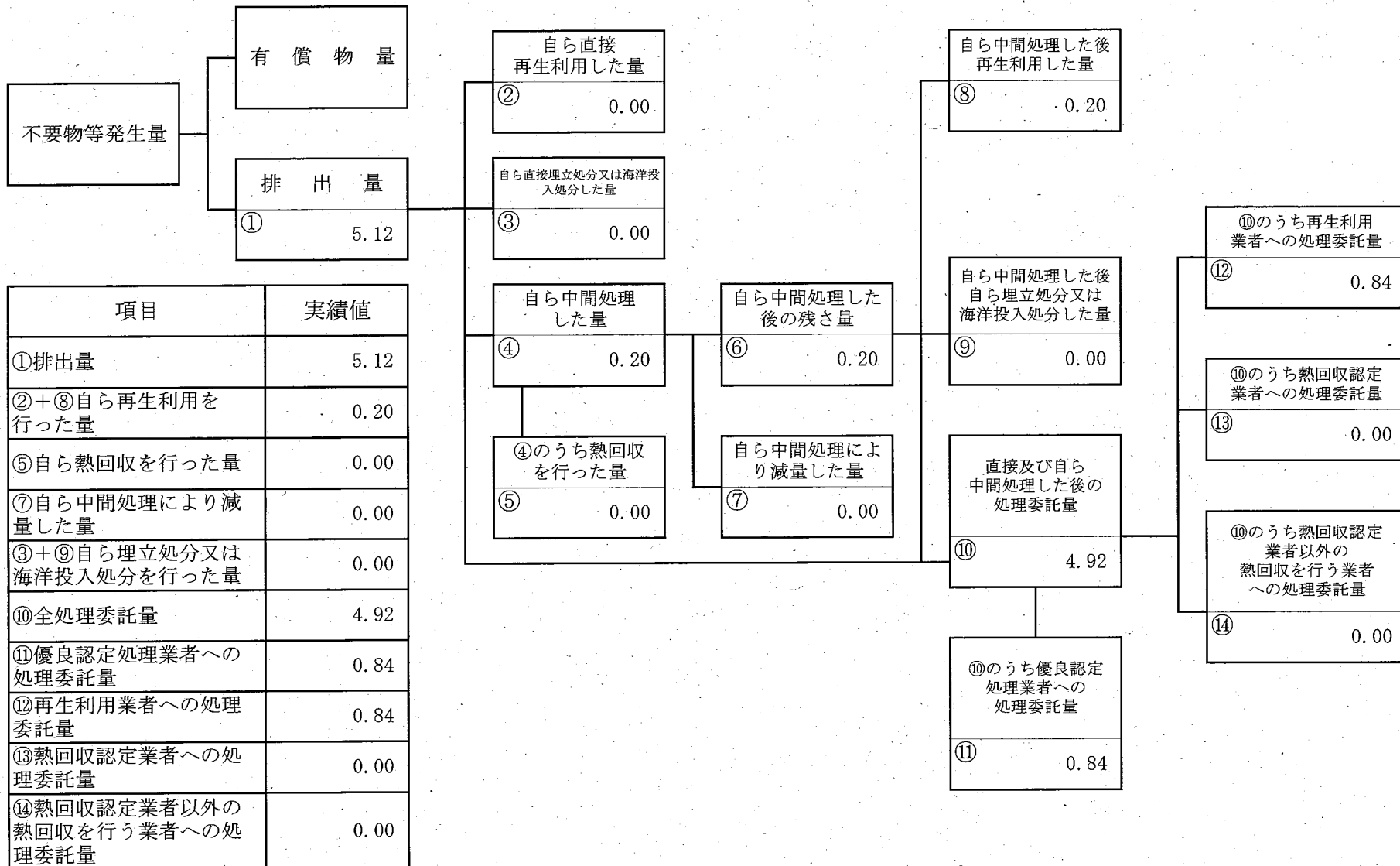
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：木くず)



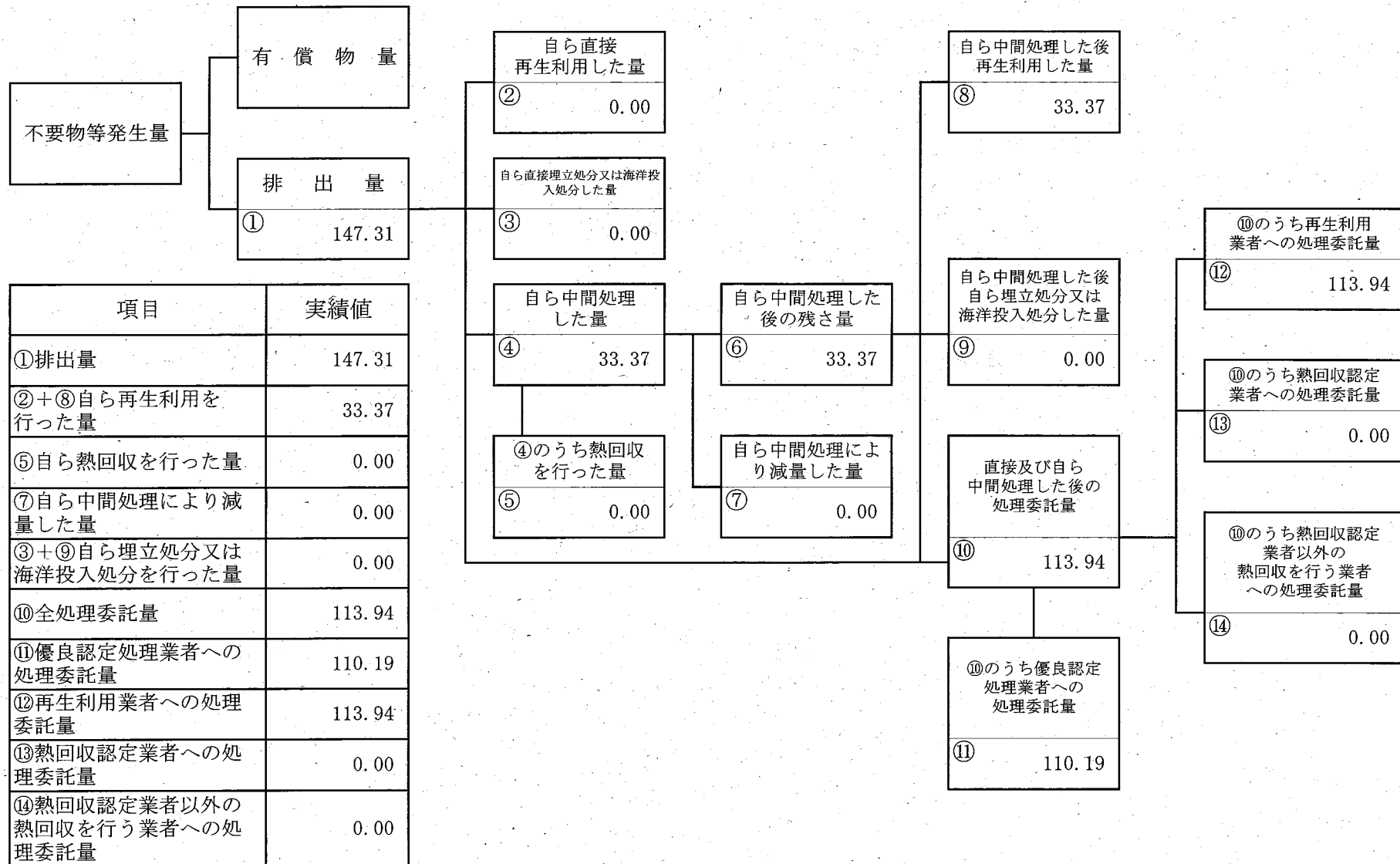
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：繊維くず)



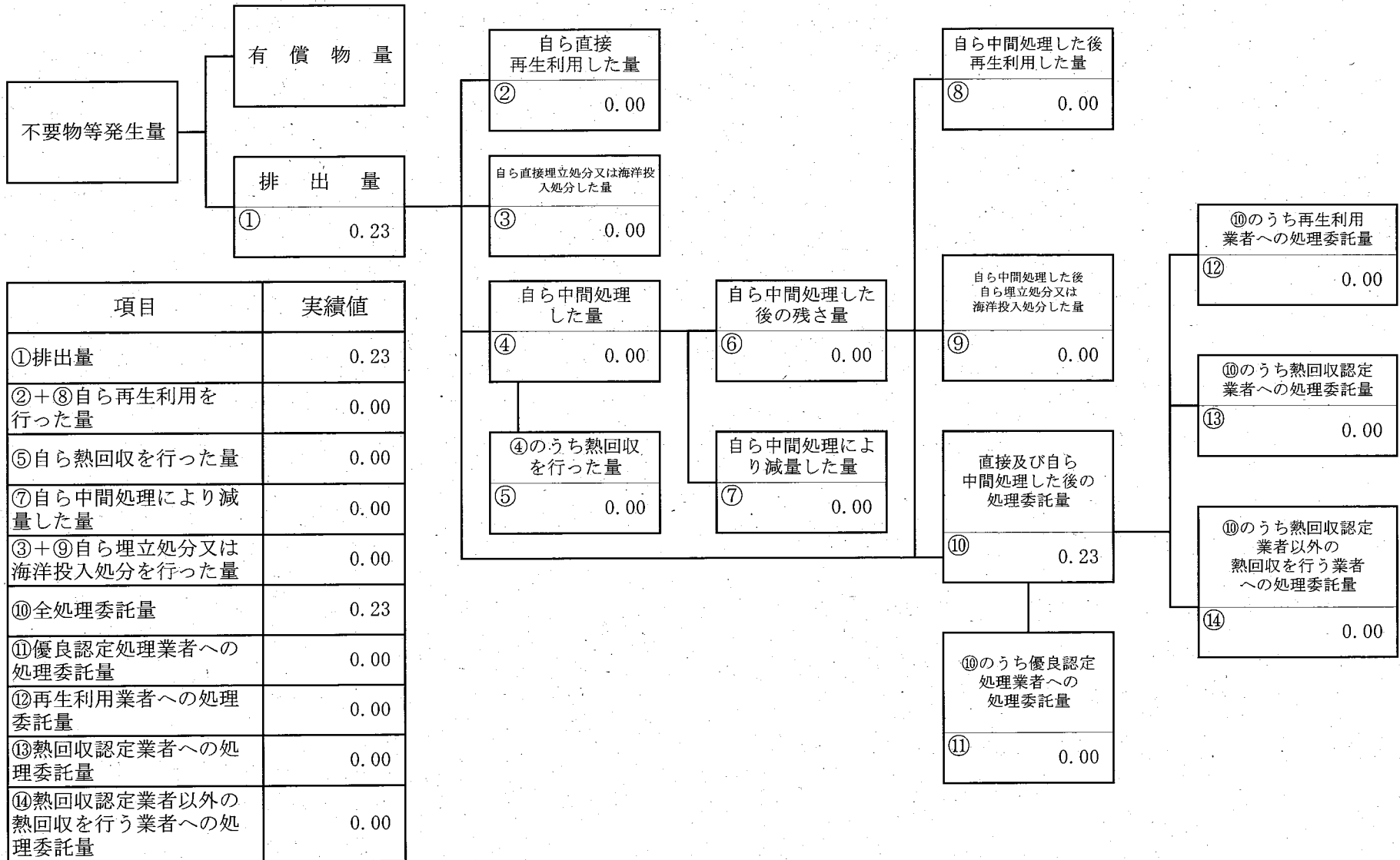
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 廃石膏ボード)



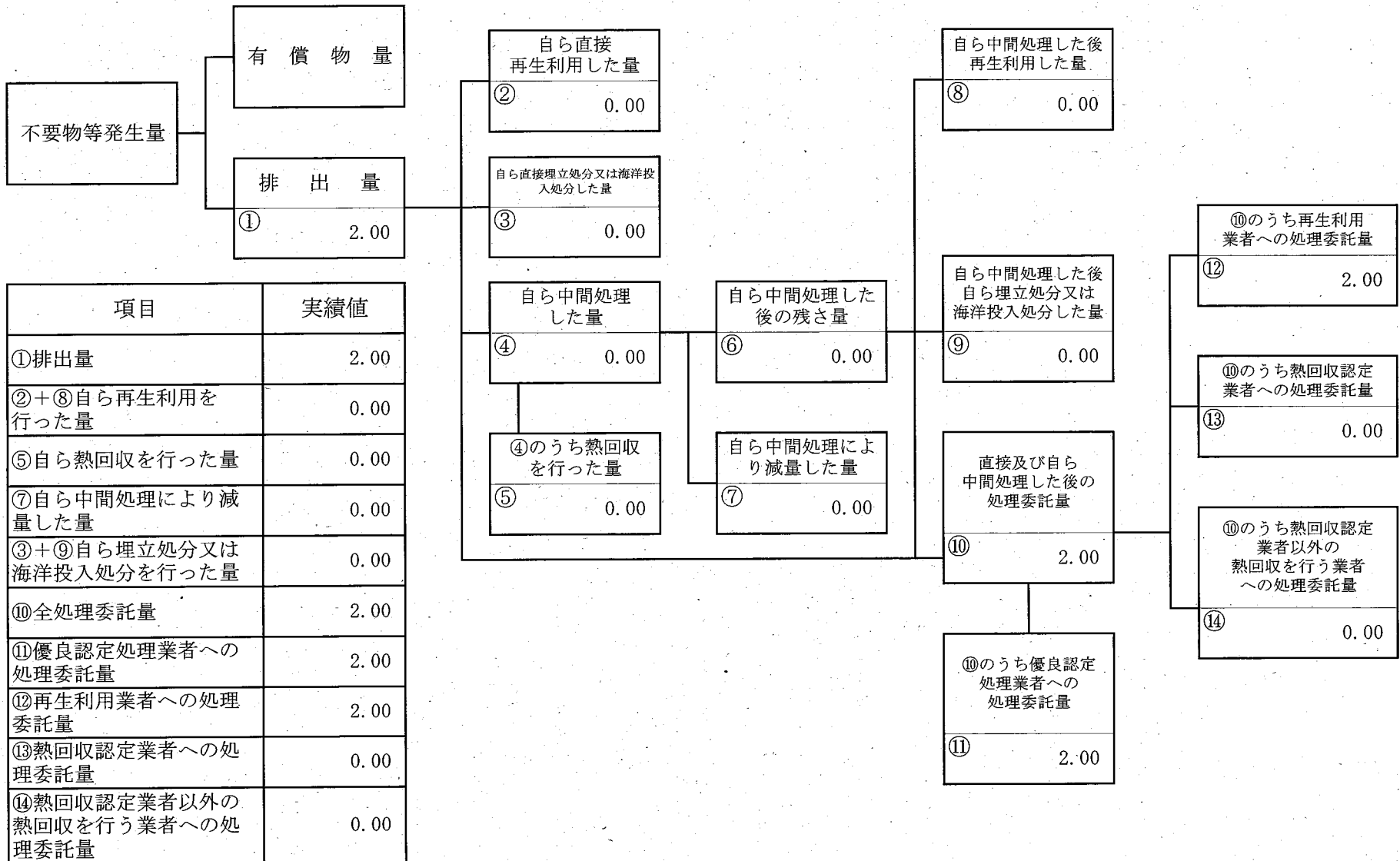
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 廃油)



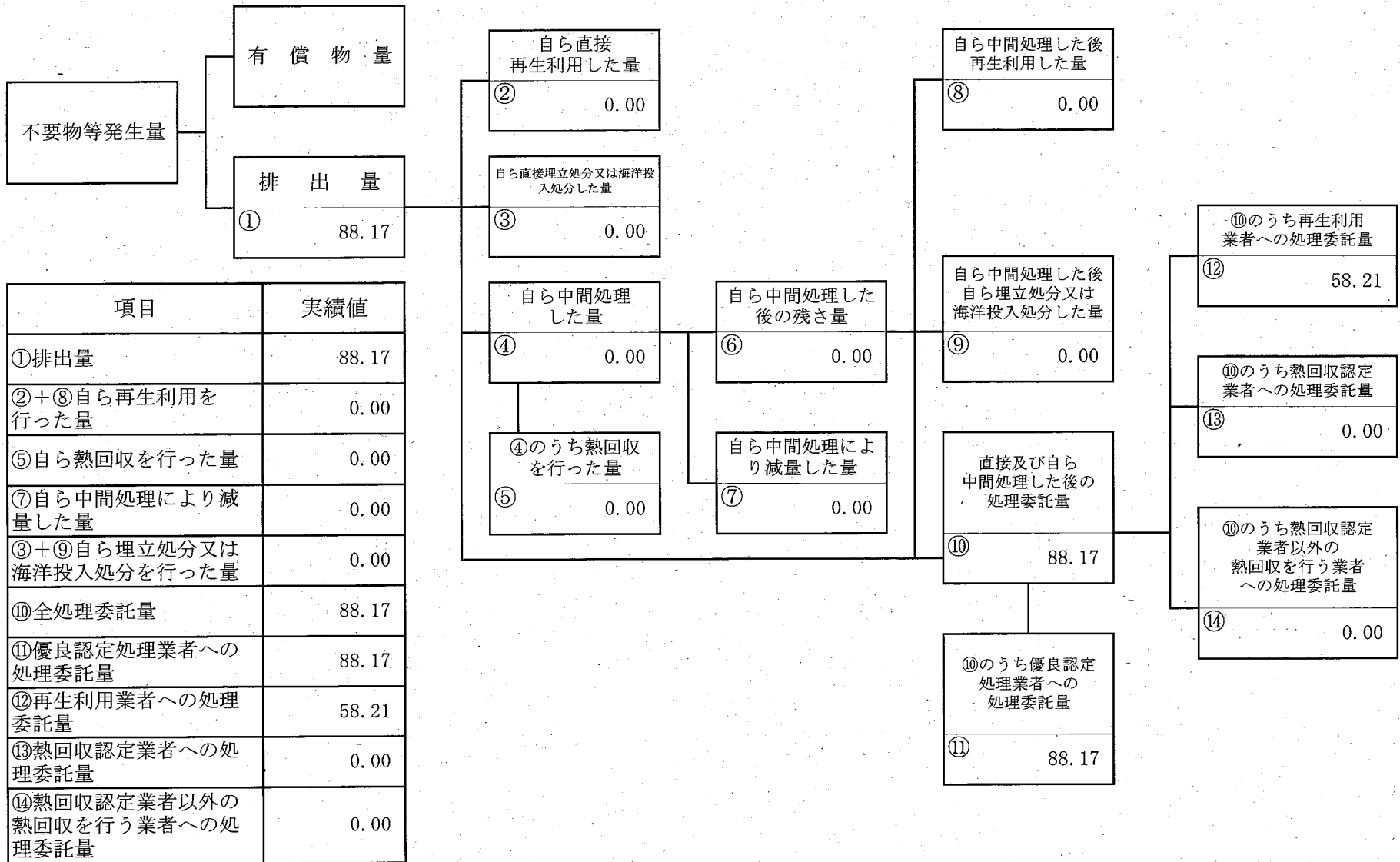
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：水銀使用製品)



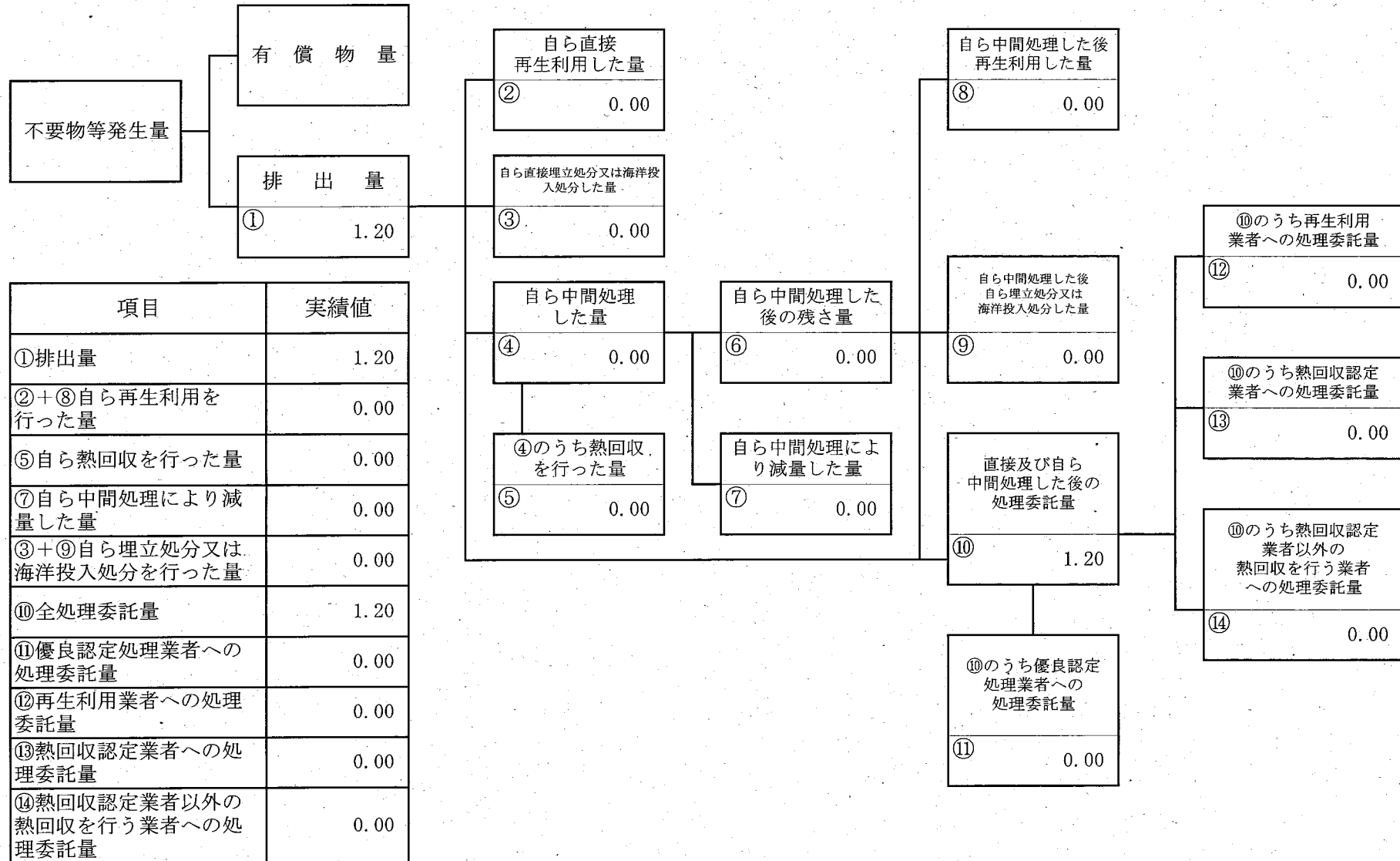
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：建設混合廃棄物)



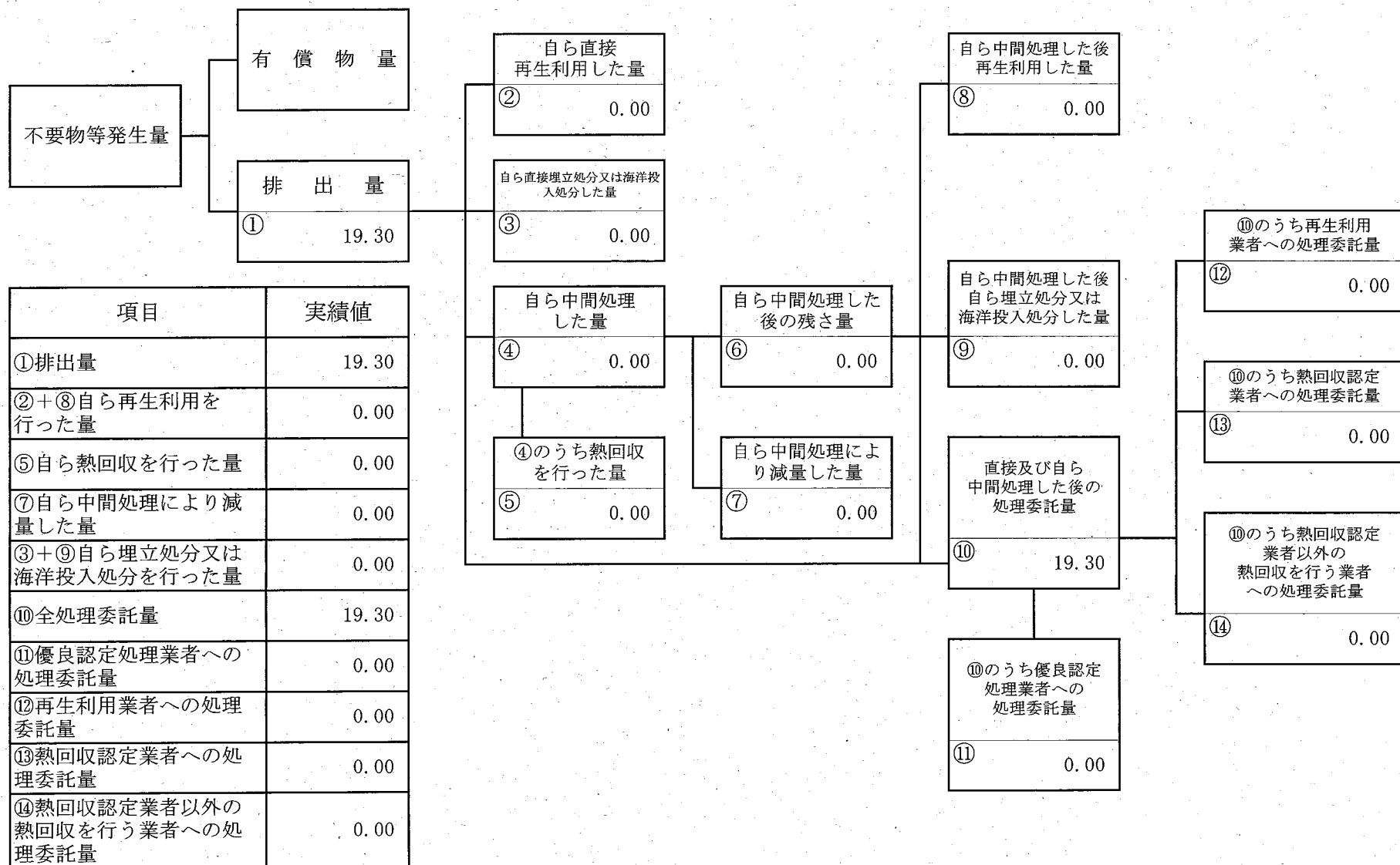
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：(石綿)がれき類)



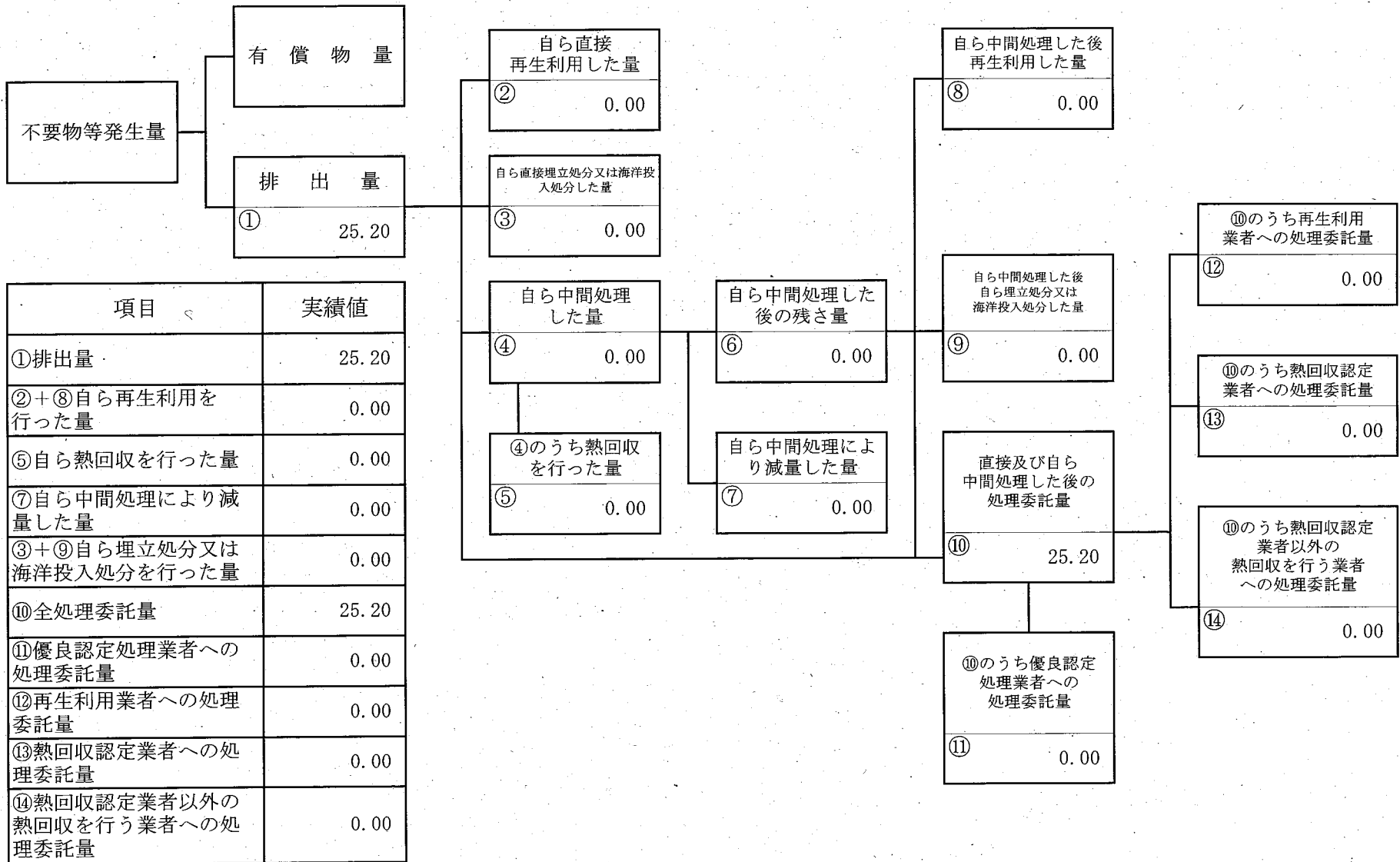
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：(石綿)ガラス陶磁器くず)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：(石綿)廃プラスチック類)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。